

「海風の国」佐世保・小値賀観光圏 整備計画

(平成 30 年度～平成 34 年度)

佐世保市・小値賀町

目 次

1 基本的事項

- (1) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針・・・・・・・・・・ 1
- (2) 観光圏の区域・・・・・・・・・・ 2
- (3) 滞在促進地区の区域・・・・・・・・・・ 3
- (4) 観光圏整備事業の実施体制・・・・・・・・・・ 4
- (5) 観光圏整備計画の目標・・・・・・・・・・ 4
- (6) 計画期間等・・・・・・・・・・ 4
- (7) 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況・・・・・・・・・・ 4

2 観光圏整備事業の概要

- (1) マーケティング調査・・・・・・・・・・ 5
- (2) 宿泊サービスの改善及び向上・・・・・・・・・・ 5
- (3) 観光資源を活用したサービスの開発及び提供・・・・・・・・・・ 5
- (4) 移動の利便性の向上・・・・・・・・・・ 5
- (5) 情報提供の充実強化・・・・・・・・・・ 5
- (6) 各事業の管理、評価及び改善・・・・・・・・・・ 5
- (7) 地域住民が一体となった観光地域づくりの推進・・・・・・・・・・ 5
- (8) その他（関係者自主事業）・・・・・・・・・・ 5

3 協議会に関する資料等・・・・・・・・・・ 6

4 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

- (1) 佐世保市まち・ひと・しごと創生総合戦略・・・・・・・・・・ 6

1 基本的事項

(1) 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本的な方針

佐世保市と小値賀町が形成する「海風の国」には「海」を舞台として様々な自然、歴史、文化、食、人、物、技術、信仰が世界と交流しながら、島々、浦々に伝わり、根付き、そして、それぞれの地域で独自の発展を遂げ、現在、多様な魅力となって各地域で輝きをもって今に伝わっています。

佐世保市は、美しい景観と豊かな自然環境を誇る「西海国立公園 九十九島」、世界最古級の土器「豆粒文土器」が出土された泉福寺洞窟や、日本遺産にも認定を受けた江戸時代から続く 400 有余年の歴史を誇る伝統的工芸品「三川内焼」、明治時代に海軍鎮守府が置かれ、軍港・造船のまちとして発展・成長し、戦後は、米海軍の基地がおかれるなど、奥深い歴史と国際色豊かな風土、さまざまな文化が存在します。

また、小値賀町では、海を生活の場とする人々の暮らし、鯨漁、鮑漁をはじめとする漁業の歴史、食文化が現代の暮らしの場に息づいており、島の一部の範囲は、国の重要文化的景観に選ばれています。野崎島に残された旧野首教会は、長崎外海地方から海を渡り、もたらされたキリシタン信仰の歴史を今に伝えています。

そこで、「海風の国」として一つの圏域、ブランドを構築しながら、各地域の多様な魅力を表すエリアコンセプトを設け、各地域における観光地域づくりを推進することとし、公益財団法人佐世保観光コンベンション協会が当圏域の観光地域づくりプラットフォーム（日本版DMO）として中心的な役割を担い、次の事業を推進することとします。

なお、日本本土最西端・九州北西部に位置し、東アジア、東南アジア等と地理的優位性を有するとともに、西海国立公園（1955 年指定）、日本遺産「鎮守府」と「三川内焼」（2016 年 4 月認定）、世界遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」（2018 年 7 月登録見込み）、「世界で最も美しい湾・九十九島湾」（2018 年 10 月加盟見込み）といった、我が国を代表する地域観光資源と集客力を有する「海風の国」観光圏は、（一社）九州観光推進機構をはじめとする広域型日本版DMOや、全国の観光圏と連携し、日本全体、特に九州圏域における訪日外国人観光客の周遊促進・滞在促進を牽引する役割を積極的に担うものとします。

① 多様な関係者と合意形成を図り、観光地域づくりを推進します。

公益財団法人佐世保観光コンベンション協会（日本版DMO）が当圏域の観光地域づくりプラットフォームとして、中心的な役割を果たしながら、宿泊施設、観光施設等観光事業者、漁業協同組合、農業協同組合、生産者等農林水産事業者、飲食店、物産品店等商業事業者、鉄道、バス、タクシー、航路等交通事業者、地域団体、地域住民等地域関係者ほか、多様な関係者と合意形成を図りながら、観光地域づくりを推進します。

② データの継続的な収集を行い、明確な観光戦略・目標をもって事業を推進します。

顧客満足度調査を中心に各種データを継続的に収集し、ターゲット（エリア、年齢層、性別、属性、インバウンド等）や情報発信手段等、明確な観光戦略を策定の上、事業を推進します。また、KPI を設け、PDCA サイクルによる常に改善が図られる推進体制を確立します。

③ ブランドコンセプト「海風の国」に基づいた一元的な情報発信、プロモーションを行います。

ブランドコンセプト「海風の国」に基づき、当圏域に関する一元的な情報発信、プロモーションを行うことで、「海風の国」ブランドの構築・浸透・徹底と広報PR効果の向上を図ります。

④ 地域団体等の観光地域づくり、観光事業や観光サービス品質に関する事業を推進します。

圏域の地域における観光地域づくりの支援、観光事業関係者との定期的なミーティングなどに積極的に関係し、前記(2)の観光戦略・目標等を共有することで、圏域が一体となった効果的な事業の推進を図ります。また、観光サービス（宿泊、飲食、おもてなし等）の品質向上のための仕組み・体制を構築し、事業の推進を図ります。

(2) 観光圏の区域

○区域の地理的範囲

長崎県 佐世保市・北松浦郡小値賀町および周辺海域

○観光圏を構成する都道府県名、市町村名

長崎県 佐世保市・小値賀町

○設定理由

① 構成する圏域の特徴

佐世保地区	小値賀地区
佐世保市の九十九島(くじゅうくしま)は、島の密度日本一を誇り、海の国立公園として守られてきた自然海岸が美しい景観を織りなし、波穏やかな内海は豊かな漁場となっています。 古くは日本で最初の海外交易地として、近年は米海軍基地のある街として、国際文化に触れ、交流してきた歴史があります。	佐世保市から約 3 時間の航路でつながる小値賀町は、火山の噴火でできたなだらかな地形を活かした農耕地と沿岸漁業に適した漁場を形成し、人々の生活には懐かしい日本の原風景が残っています。小値賀島から船で 30 分に位置する野崎島には、沖ノ神嶋神社をはじめとする神道とキリシタン信仰の共存の歴史のほか、野生鹿の生息する美しい自然が残されています。



② 当圏域が提供する独自の価値・ブランドコンセプト

「海風の国」 暮らしを育む海舞台 — 浦々の四季で迎える西海物語 — 数万年の地殻変動によって、日本の西の端に 288km にも及ぶ複雑なリアス式海岸が誕生しました。その前面には 208 の島々からなる九十九島と、宇久・小値賀を有する五島列島の島々があり、暖流の黒潮から別れた対馬海流が流れています。 複雑な海岸線と島々は、海を活動の舞台とする人々に“浦”と呼ばれる暮らしの場を与えており、特異稀な地勢が生んだ浦々には、その地ならではの特徴ある生活文化が根付いています。 私たちは、多様な島々と浦々で構成される、この地域を“海風の国”と呼びます。 人類が誕生する遥か前の大自然の営みと、海の民が初めて島や沿岸に上陸し暮らし始めた太古の物語。 人、物、技、信仰など、世界と交流した歴史物語。 国際社会を強く意識した近代から現代に至る、島国・日本が凝縮した港物語。 ここを訪れた人々は、その一端に触れた時、その場所の、その時代を、生きた人々の夢や理想、喜びや悲しみといった奥深い物語の始まりに気付かされます。
--

(3) 滞在促進地区の区域

① 主たる滞在促進地区

佐世保市中心市街地

【設定理由等】

当圏域において最も多くの宿泊施設が集積しているとともに、以下の機能を有していることから、当圏域全体への周遊促進及び地域経済波及効果の拡大等が図られることが見込まれるため。

○当圏域をつなぐ「海」の拠点である。

宇久・小値賀をつなぐ五島航路、近海航路、クルーズ船、貨物など海上交通の要衝「佐世保港」のターミナルビルが位置している。

○当圏域及び他都市をつなぐ「陸」の拠点である。

九州旅客鉄道、松浦鉄道の始発・終着地として「佐世保駅」が位置している。

バスセンターなどがあり、地域内、近隣市町及び大都市の交通の拠点である。

西九州自動車道、国道、県道、市道が網羅する当該圏域の交通の拠点である。

○商業施設・飲食店、多くの宿泊施設が集積している佐世保市の中心市街地である。

② その他の滞在促進地区

○離島滞在促進地区

【設定理由等】

当圏域のブランドコンセプトを代表する「島」への周遊促進を図るためには、宿泊等滞在促進が必須となるため。

○九十九島滞在促進地区

【設定理由等】

当圏域のブランドコンセプトを代表するとともに、西海国立公園「九十九島」として、集客力を有しており、当圏域全体の周遊促進、滞在促進を牽引する高いポテンシャルを有しているため。

○テーマパーク滞在促進地区

【設定理由等】

当圏域において、最大の集客力を有する「ハウステンボス」をキーとして、当圏域全体の周遊促進と滞在促進を図るため。

(4) 観光圏整備事業の実施体制

○観光地域づくりプラットフォームの概要

①平成 29 年 11 月に日本版DMOに認定された、公益財団法人佐世保観光コンベンション協会を実施主体とします。

②観光地域づくりマネージャーに、十分な知識と実務経験を有し、研修を受講した 4 名（宮地、中原、末永、松田）を配置し、地域住民が主体となった持続可能な観光地域づくりを推進します。

また、計画的な人材育成に努めます。

③観光地域づくり実施基本方針の策定、マーケティング調査・分析・実施基本計画の改善、来訪者に対するワンストップ窓口づくり、誘客・集客の促進など、観光地域づくりプラットフォーム及び、日本版DMOに求められる機能強化を図ります。

※佐世保市及び小値賀町は、観光地域づくりプラットフォームと連携しながら、効果的な観光地域づくりを支援し、推進します。

(5) 観光圏整備計画の目標

○数値目標（仮）

（上段：総数／下段：外国人）

項目	単位	30 年	31 年	32 年	33 年	34 年
旅行消費額 一人あたり	円	44,400	44,600	44,900	45,500	45,900
		65,200	65,900	66,400	67,100	67,700
延べ宿泊者数	千人	2,030	2,130	2,240	2,350	2,470
		190	220	250	290	330
来訪者満足度 （7段階評価中「大変満足」の割合）	%	18.9	19.3	19.7	19.9	20.1
		50.6	51.6	52.7	53.3	53.9
再来訪意欲率	%	76.0	76.5	77.0	77.5	78.0
		0.805	0.811	0.816	0.821	0.826

(6) 計画期間等

○計画期間

平成 30 年度～平成 34 年度の 5 か年とします。

○計画の見直し手順

観光旅客の動向、ニーズ等の情報収集とともに、内的及び外的環境の影響等の分析を行い、毎年度、目標数値及び事業の進捗の評価と改善のための見直しを実施し、必要な計画の変更を行います。

(7) 住民その他利害関係者の意見を反映させるための措置及び反映状況

○「海風の国」佐世保・小値賀観光圏推進委員会及びワーキンググループなど、多様な関係者に諮り、賛意を得ています。

2 観光圏整備事業の概要

(1) マーケティング調査

- マーケティング調査及び戦略（策定・実施・改善）事業
 - ・実施主体：（公財）佐世保観光コンベンション協会
 - ・実施期間：平成 30 年度～34 年度
 - ・内 容：データ収集・分析、戦略策定（ターゲット、情報発信等戦略、K P I 設定等）
P D C A サイクル確立

(2) 宿泊サービスの改善及び向上

- サクラクオリティ（宿泊施設品質認証制度）事業
 - ・実施主体：（公財）佐世保観光コンベンション協会ほか関係者
 - ・実施期間：平成 30 年度～34 年度
 - ・内 容：品質認証制度「サクラクオリティ」の設計・実施・改善

(3) 観光資源を活用したサービスの開発及び提供

- 周遊滞在コンテンツ整備事業
 - ・実施主体：（公財）佐世保観光コンベンション協会、海風の国ワーキンググループほか関係者
 - ・実施期間：平成 30 年度～34 年度
 - ・内 容：周遊滞在プログラム調査・開発・実施・改善

(4) 移動の利便性の向上

- 周遊手段改善事業
 - ・実施主体：（公財）佐世保観光コンベンション協会ほか関係者
 - ・実施期間：平成 30 年度～34 年度
 - ・内 容：S A S E B O クルーズバス“海風”、海風の国観光マイスタータクシーなど

(5) 情報提供の充実強化事業

- ブランド浸透・プロモーション事業
 - ・実施主体：公益財団法人佐世保観光コンベンション協会
 - ・実施期間：平成 30 年度～34 年度
 - ・内 容：情報発信（HP、SNS（Facebook、Twitter、Instagram）、観光展・商談会
ワンストップ窓口（案内・紹介、手配、販売等）構築

(6) 各事業の管理、評価及び改善

- 日本版DMO推進事業
 - ・実施主体：（公財）佐世保観光コンベンション協会
 - ・実施期間：平成 30 年度～34 年度
 - ・内 容：組織体制強化、アドバイザー招聘、観光地域づくりマネージャー育成

(7) 地域住民が一体となった観光地域づくりの推進

- 観光地域づくり支援事業
 - ・実施主体：（公財）佐世保観光コンベンション協会、地域（団体・住民）、その他関係者
 - ・実施期間：平成 30 年度～34 年度
 - ・内 容：観光地域づくり（ガイド等人材育成、プログラム企画・造成等）、観光地域づくり会議（ブランドコンセプト、エリアコンセプト、戦略等共有）

(8) その他

- 関係者自主事業
 - ・実施主体：関係者、（公財）佐世保観光コンベンション協会
 - ・実施期間：平成 30 年度～34 年度
 - ・内 容：関係者（観光施設、農協、漁協、宿泊施設、その他）自主事業

3 協議会に関する資料等

別添

4 その他市町村又は都道府県が必要と認める事項

- (1) 佐世保市まち・ひと・しごと創生総合戦略（H27.10 策定、H30.2 改定）
- (2) 九州北部地域（仮称）連携中枢都市圏構想（策定中）